



島根県報

令和5年8月29日（火）

号外 第 9 7 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第579号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年8月29日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	出雲三刀屋線	雲南市三刀屋町伊萱958番11地先から同712番1地先まで	前	A	メートル 13.11～ 128.99	メートル 789.90	雲南県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 不用物件発生 減幅
				B	13.00～ 128.99	797.00	
			後	A	13.11～ 128.99	789.90	
				B	3.57～ 128.99	797.00	

島根県告示第580号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年8月29日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	日ノ津崎港線	隠岐郡海士町大字崎778番1地先から同1164番1地先まで	メートル 38.96	令和5年 8月29日	隠岐支庁県土整備局	
〃	〃	隠岐郡海士町大字崎1164番1地先から同地先まで	20.15	令和5年 8月29日		